

令和8年逗子市議会第2回臨時会の招集について

令和8年4月13日開会予定の第2回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

・報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（管財契約課）

令和7年12月26日に逗子市小坪7丁目地内で発生した公用車の自動車事故に伴う損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年3月7日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

2 議案

・議案第25号 専決処分の承認について（令和7年度逗子市一般会計補正予算（第10号））

（財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月10日付けで、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの（補正額）歳入歳出とも600万円の増額（補正後の総額276億2,979万9,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

（歳出）

- ・【市税還付金】過誤納金の還付が例年の額を大幅に上回ったため、還付に要する経費として600万円を増額（納税課）

（歳入）

- ・繰入金を所要の財源として措置するもの

（繰越明許費）

- ・翌年度に繰り越して使用できる経費の追加

・議案第26号 専決処分の承認について（令和7年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））（財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月10日付けで、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの（繰越明許費）

- ・翌年度に繰り越して使用できる経費の追加

・ **議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度逗子市介護保険事業特別会計補正予算（第4号））** **（財政課）**

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月10日付けで、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの（繰越明許費）

- ・ 翌年度に繰り越して使用できる経費の追加

・ **議案第28号 専決処分の承認について（逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例）** **（保育課）**

逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会を、地方自治法第138条の4第3項に規定する条例により設置する附属機関と規定するに当たり、改正の要あることから、逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（令和8年逗子市条例第9号）は、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月12日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため、提案するもの

・ **議案第29号 専決処分の承認について（令和7年度逗子市一般会計補正予算（第11号））** **（財政課）**

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月27日付けで、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの（補正額）歳入歳出とも243万4,000円の増額（補正後の総額276億3,223万3,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

（歳出）

- ・【放課後児童クラブ事業】沼間小学校区放課後児童クラブ横擁壁工事の施工箇所での崖地の土砂崩落による工法変更等に伴う経費として243万4,000円を増額（保育課）

（歳入）

- ・ 繰入金を所要の財源として措置するもの

（繰越明許費）

- ・ 翌年度に繰り越して使用できる経費の変更

・ **議案第30号 専決処分の承認について（逗子市市税条例の一部を改正する条例）** **（課税課）**

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置及び負担調整措置に関する規定について引用条項を整理するとともに、軽自動車税の環境性能割を廃止し、及び軽自動車税のグリーン化特例の期間を延長するに当たり、改正の要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例（令和8年逗子市条例第10号）は、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため、提案するもの

・ **議案第31号 専決処分の承認について（逗子市介護保険条例の一部を改正する条例）**

**（高齢介護課）**

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）等の施行に伴い、令和7年度税制改正による介護保険料収入への影響を遮断するに当たり、改正の要あることから、逗子市介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年逗子市条例第11号）は、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため、提案するもの

本件に関するお問い合わせ先

※各議案の担当課にお尋ねください。

電話：046-873-1111（代表）

議案とりまとめ担当：総務部総務課